

Ⅱ 基本構想

大月市第7次総合計画

1. まちづくりの将来像

大月市第6次総合計画では、「信頼と協働のまちづくり」を基本理念とし、将来像として「郷土に愛着と誇りを持ち、豊かな自然の恵みを生かし、一人ひとりにやさしく、安全で安心して、健康で住み続けることのできる活力のあるまち」を掲げてまちづくりを進めてきました。

改めて本市のまちづくりを考えたとき、市民と行政が互いに情報を共有し基本理念にある「信頼と協働」を構築する中で、その実現に向けた取り組みを継承・進化することが重要であります。

第7次総合計画では、基本理念として「信頼と協働のまちづくり」を継承し、本市ならではの地域特性や特徴的な地域資源を生かし、市民と行政の協働と連携により、市民が郷土に対し誇りを持ち、未来に希望を持てるまちづくりを進める必要があります。

そこで、本市にとって何が大切かを念頭に置きながら、これからどのようなまちづくりを目指すべきかを表現した「まちづくりの将来像」を次のように定めます。

**ひとと自然をいかし、希望のもてる未来を
みんなで実現していくまち 大月**



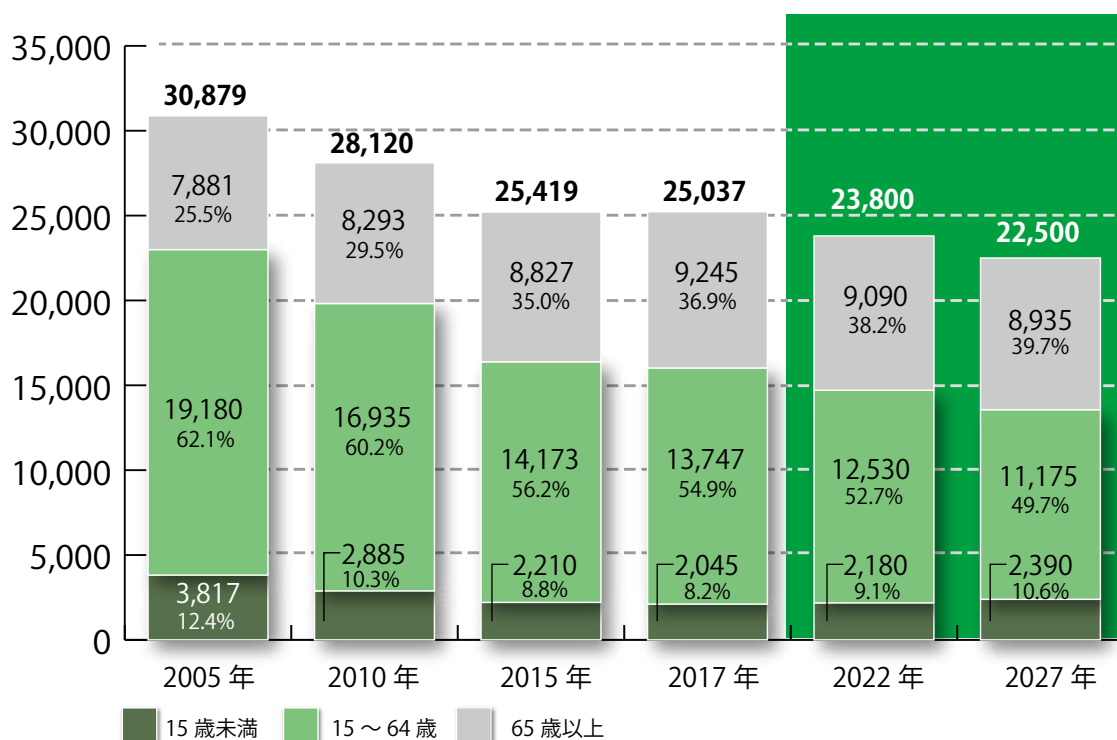
2. 人口指標

本市の人口は、1995年(平成7年)の35,199人から減少傾向で推移してきました。

日本全体でも今後は人口減少社会が続くことを踏まえ、市の将来人口についても減少を前提に設定します。

しかし、出生率の向上や市外転出の抑制と市内転入の促進に努めることにより、減少率を最小限にするよう、各種施策の充実に努める事を前提に、総合計画前期の最終年2022年の人口を23,800人、後期計画の最終年2027年の人口を22,500人と設定します。

人口推移と将来人口



※2005～2015年は各年10月1日現在の国調人口、2017年は10月1日現在の住基人口

※年齢不詳があるため、総人口と年齢3区分の合計は一致しません

注. 将来人口：「大月市人口ビジョン」の将来人口をもとに設定



3. 土地利用の基本方針

1) 基本的な考え方

本市の土地利用の基本的な方向は、以下の考え方に基づくものとします。

①集約的な都市的土地利用の展開

コンパクト及びネットワーク都市構造の基盤として、ＪＲ中央本線および国道20号沿いに連なる拠点駅（大月駅、猿橋駅、鳥沢駅）周辺の「都市機能誘導エリア」において、都市・居住機能の集積を図ることとし、公共交通や人口集積を活かした積極的な都市的土地利用を展開します。

②田園環境と居住機能の調和

農地と住宅地・集落が混在する区域においては、良好な営農基盤と快適な生活環境が調和する、田園環境を活かした秩序ある土地利用の展開を図ります。

③自然的土地利用の保全・活用

山林等においては、自然的土地利用を維持し、眺望や景観、自然環境に優れる区域は、市民や都市住民の保養・レクリエーション等の場として活用します。

2) 土地利用方針

土地利用区分ごとの方針は以下のとおりとします。

①中核市街地地区

大月駅周辺は、市民や周辺市等の住民、駅利用者、観光客等のニーズに対応した市の中心的な商業地として商業業務施設の立地を誘導するとともに、主要な公共施設の更新・移転などにより、市民サービスの拠点機能を強化します。

また、利便性に優れた土地の高度利用を図るため、適正な道路基盤等の整備のもと、空閑地の活用や老朽化した住宅・商業施設等の建て替え等を促し、商業機能を更新・魅力化するほか、集合住宅等の都市型の居住機能を導入し、定住人口増加の受け皿とします。

駅北側の大規模空閑地は、上記の機能展開を先導する戦略用地として位置づけ、商業業務・公共サービス・住宅機能が複合した先進的な都市機能の展開を図ります。

②活性化施設地区

桂台地区の大規模空地は、住環境との調和のもと、就業人口や昼間人口の増加に寄与するとともに、市のブランドイメージや市民生活の向上への貢献が期待される拠点的な活性化施設の立地誘導を図ります。

活性化施設は、新たな社会課題に対応する先進的な生活支援サービス等の内容を有するものとし、福祉・介護・教育系施設を想定します。

③複合市街地地区

中核市街地地区の周辺や国道20号沿道の市街地は、住環境との調和のもと沿道型の商業・業務等施設の立地を誘導し、後背する住宅地や国道通行者に向けたサービス機能を充実します。

また、周辺住宅地と駅を結ぶ安全・快適な歩行者空間を整備するなど、生活利便性を向上する連携軸としての道路基盤を強化します。

④住宅市街地地区

中核市街地地区や複合市街地地区に隣接・近接し、面的な広がりを持つまとまりある住宅地は、商業施設・生活サービス施設に近接し、鉄道やバス等の公共交通に恵まれた立地特性を活かし、生活利便性と良好な居住環境を備えた住宅地として、生活道路・公園等の生活基盤の充実を図ります。

⑤集落・農地保全地区

農地と混在する住宅地（集落）は、田園・里山環境に囲まれた、閑静でゆとりある環境の住宅地として、コミュニティの維持に努めます。既存の生活道路等を活かしながら、狭隘区間の解消や危険個所の改善等により、安全性・快適性を備えた、簡素で良質な生活基盤を整備します。

また、空き家を二地域居住や工房付住宅等として活用するなど、自然環境との共生を志向する新たな居住者を受け入れ、新たなコミュニティの形成を支援します。

まとまった優良農地は、不適切な農地転用を抑制し、適正な農地利用を維持します。

また、小規模農地の集約化や遊休農地の解消に努めるとともに、農道等の農業基盤を改善し、営農環境の充実・強化を図ります。

⑥レクリエーション地区

自然環境や歴史文化的環境に恵まれる大規模公園・景勝地（桂川ウェルネスパーク、岩殿山風致公園）は、各地区の特性を活かしながら、市民や都市住民のレクリエーションや体験学習等の場として、機能の保全・充実を図ります。

シオジの森ふかしろ湖（深城ダム）周辺は、水辺環境及び良好な自然植生等を活かし、新たな観光レクリエーション拠点としての整備を検討します。

⑦自然保全地区

山林は、水源涵養や国土保全、景観形成、木材生産、保健・休養など森林の持つ多面的な機能が発揮されるよう適正な保全・維持管理を図ります。

また、富士山の眺望や優れた自然景観などを活かし、登山やハイキングなど多様な森林レクリエーションの場として活用できるよう、自然環境の保全・再生や利用環境の整備を図ります。



4. 計画推進の指針

本計画を着実に推進するためには、財政の状況や社会動向を踏まえ、評価・管理の仕組みを作るとともに行財政改革との連動に努める必要があります。

1) 計画進捗に関する評価・管理の確立

計画進捗の評価・管理は、事業の実施状況や将来目標実現のために必要な施策等に関する情報を把握し適時見直すことです。

「計画 (Plan)」－「実施 (Do)」－「検証 (Check)」－「見直し (Action)」により、本計画の着実な推進と地域の状況との整合を図ります。

(1) 評価・管理の手順



(2) 評価・管理の方針

①事務事業の見直しの徹底

本計画の進行管理と事務事業評価の段階的な連動を図ります。特に、ハード事業やソフト事業の区別なく、既存の事務事業を、必要性や効果、主体（住民、民間、行政）の妥当性などの観点から総合的に検討し必要な見直しを行います。

②改善に向けた体制づくりの推進

事務事業の進捗結果を具体的な改善に結びつけるために、必要な体制づくりを進めます。また、進捗状況や改善状況の情報公開に努めます。

2) 行財政改革との連動

行財政改革は本計画を実現する上で不可欠な取り組みであり、本計画と行財政改革は将来像実現のための両輪です。関係各課の横断的な連携や政策調整機能の強化により、本計画と行財政改革との一体的な推進を目指します。



5. 施策の大綱

将来像を実現するため分野ごとに基本的な方針を、施策の大綱として以下のように定め各種施策を推進します。

○便利で賑わうまちづくり（都市基盤の整備分野）

賑わいのある商店街や、落ち着いた住宅地など、必要な用途が効率良く配置された土地利用や都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、道路網や交通網の充実を図り、利便性の向上に努めます。

- ◆土地の有効利用
- ◆市街地整備の推進
- ◆道路交通網の整備
- ◆公共交通の充実

○緑や水と共生するまちづくり（生活環境の整備分野）

地域性を生かした快適な住宅地の整備や、公園、上・下水道、ごみ処理など生活環境基盤の整った快適なまちづくりを進めます。また、ごみのリサイクルや環境美化活動など、市民・事業者・行政それぞれができることについて取り組みます。

加えて、本市が持つ優れた自然景観や歴史的景観を生かし、これらと調和した市街地や集落・沿道景観等の誘導に努めます。

- ◆環境保全と公害の防止
- ◆上水道・下水道の整備
- ◆美しい景観づくり
- ◆暮らしやすい環境整備

○健やかに暮らせるまちづくり（健康・保健に関わる分野）

子どもから高齢者まで、健康な毎日が送れるように、各種健診や予防接種の充実、健康情報の提供等に努めるとともに、介護予防と介護支援の体制整備に努めます。

また、病気等になったときも安心して医療が受けられる環境整備を進めます。

- ◆母子保健の充実
- ◆健康増進の支援と健診の充実
- ◆介護保険の充実と介護予防の支援
- ◆医療体制の充実

○安心と信頼のまちづくり（福祉・社会保障に関わる分野）

安心して子どもを産み、育てることができるように、子育て支援サービスの充実を図り、世代や地域を越えて皆で見守る体制づくりを進めます。

また、高齢者や障がい者が必要とする支援やサービス提供の充実に努め、助け合えるコミュニティづくりを支援します。

◆子育て支援の推進

◆高齢者福祉の推進

◆障がい者福祉の推進

◆地域福祉活動の充実

○豊かな心が育つまちづくり （子どもの教育や生涯学習に関わる分野）

学校教育等の中で、子どもがのびのびと勉強や活動ができるように教育環境の整備に努めるとともに、生涯を通じてさまざまなことを学ぶことができ、気軽にスポーツや文化活動を楽しむことができる環境を整備します。

加えて、先人たちの有形無形の所産である地域の伝統・文化の継承を図ります。

◆幼児教育の推進

◆学校教育の充実

◆短期大学の充実

◆地域文化の継承

◆生涯学習の推進

○活力あるまちづくり（産業振興の分野）

本市の自然を生かした農林業の展開を図り、企業誘致や起業への支援などを進め「大月ブランド」創りに努めます。

また、商工会などと連携し、地域産業の強化促進とともに、皆が集まり買い物がしやすい商業環境の整備に努めます。

一方、ワークライフバランスの促進により、だれもが働きやすく、仕事、家庭、社会参加のいずれもが充実するよう、企業や関係機関への働きかけや支援を行います。

◆農林業の振興

◆商工業の振興

◆観光の振興

◆勤労者福祉の充実

○安全で安心なまちづくり (生活の安全・安心に関わる分野)

災害に強く、災害が発生したときも被害が最小限となるような備えの充実・整備を進めます。

また、犯罪の発生や被害のない、安心して暮らせる環境整備を進めるとともに交通安全施策の充実を図り、交通安全ルールが遵守される交通事故のないまちづくりに努めます。

◆防災体制の整備

◆治山・治水の推進

◆消防・救急体制の充実

◆交通安全・防犯対策の推進

○持続可能なまちづくり（行財政運営に関わる分野）

行政情報を速やかに提供し、わかりやすく透明性の高い行政運営を進め、情報の共有によって、市民と行政の深い信頼関係を築くとともに、市民の声を聴く機会の充実や市民参加の促進に努めます。

また、財政基盤の確立のため歳出の抑制と歳入の確保に努め、一層の財政健全化に取り組むとともに、広域連携や民間等の活力の導入も検討しながら、持続可能で効率的な行政運営を推進します。

◆広聴広報機能の充実

◆コミュニティ活動の推進

◆職員の業務能力の向上

◆行政運営の充実

◆健全な財政運営

◆広域連携の推進

6. 施策体系

1) 便利で賑わうまちづくり

- ◆土地の有効利用
- ◆市街地整備の推進
- ◆道路交通網の整備
- ◆公共交通の充実

2) 緑や水と共生するまちづくり

- ◆環境保全と公害の防止
- ◆上水道・下水道の整備
- ◆美しい景観づくり
- ◆暮らしやすい環境整備

3) 健やかに暮らせるまちづくり

- ◆母子保健の充実
- ◆健康増進の支援と健診の充実
- ◆介護保険の充実と介護予防の支援
- ◆医療体制の充実

4) 安心と信頼のまちづくり

- ◆子育て支援の推進
- ◆高齢者福祉の推進
- ◆障がい者福祉の推進
- ◆地域福祉活動の充実

5) 豊かな心が育つまちづくり

- ◆ 幼児教育の推進
- ◆ 学校教育の充実
- ◆ 短期大学の充実
- ◆ 地域文化の継承
- ◆ 生涯学習の推進

6) 活力あるまちづくり

- ◆ 農林業の振興
- ◆ 商工業の振興
- ◆ 観光の振興
- ◆ 勤労者福祉の充実

7) 安全で安心なまちづくり

- ◆ 防災体制の整備
- ◆ 治山・治水の推進
- ◆ 消防・救急体制の充実
- ◆ 交通安全・防犯対策の推進

8) 持続可能なまちづくり

- ◆ 広聴広報機能の充実
- ◆ コミュニティ活動の推進
- ◆ 職員の業務能力の向上
- ◆ 行政運営の充実
- ◆ 健全な財政運営
- ◆ 広域連携の推進